

呉市上下水道事業管理者交際費の支出及び公表に関する基準

上下水道総務課

(趣旨)

第1条 この基準は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が、呉市上下水道局を代表して行う外部との交際に関する経費（以下「交際費」という。）の適正な執行について必要な事項を定める。

(支出の相手方)

第2条 交際費は、次に掲げる個人又は団体に対し、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出できるものとする。

- (1) 呉市上下水道局の事務事業に直接関係のあるもの
- (2) 呉市の水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の伸展に顕著な功績があったもの
- (3) 災害又は事故等にあったもの
- (4) その他管理者が特に必要と認めたもの

(支出基準)

第3条 交際費の支出基準は、別表のとおりとする。ただし、別表に掲げるもの以外の事案が発生した場合は、社会通念上妥当と認められる範囲内とする。

(公表)

第4条 交際費の公表については、呉市上下水道局ホームページに掲載し、公表するものとする。

(改正)

第5条 この基準は、適正な予算執行のための社会経済情勢の変化に配慮し、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

- 1 この基準は、令和5年1月1日から実施し、同日以降において支出する管理者交際費について適用する。
- 2 呉市上下水道事業管理者交際費支出基準（平成27年4月1日実施）は、廃止する。

別表（第3条関係）

支出目的	対象者等	金額
祝金	総会・祝賀会・各種団体の大会等への出席祝金 (懇親会・会食等飲食が伴う場合のみ支出)	5千円（会費等が明記されている場合はその金額）
見舞金	病気や災害に係るお見舞で、管理者が特に必要と認めるもの（他都市への災害等の見舞を除く。）	1万円以内
香典	日本水道協会運営会議委員県内都市の水道事業体の長	1万円
	日本水道協会広島県支部役員都市の水道事業体の長	5千円
	その他管理者が特に必要と認めるもの	1万円以内
会費	会費を必要とする会合等への参加に要する経費	会費相当額
懇談会費	事業運営上有益な交際を目的とする懇談に要する経費	社会通念上妥当と認められる金額
その他	事業運営上必要な交際に要する経費として、管理者が認めるもの	社会通念上妥当と認められる金額